

○宗像市次世代育成支援対策審議会条例

平成 25 年 3 月 28 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）**第 72 条第 1 項**の規定に基づき、宗像市次世代育成支援対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(令 6 条例 9 ・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法**第 72 条第 1 項**に規定する事項に関すること。
- (2) 宗像市子ども基本条例（平成 24 年宗像市条例第 13 号）による行動計画の策定及び見直しに関して、意見を述べること並びに同条例による施策等の検証に関して審議すること。
- (3) 次世代育成支援対策の推進について調査審議すること。
- (4) こども施策の推進について調査審議すること。

(令 6 条例 9 ・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、**13 人**以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 知識経験を有する者
 - (2) 児童福祉関係団体を代表する者
 - (3) 教育関係者
 - (4) 市民代表
 - (5) 関係行政機関の職員

(令 6 条例 9 ・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 審議会に、こども計画の策定に関する事項を調査審議させるため必要があるときは、2人以内の臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(令 6 条例 9 ・ 追加)

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令 6 条例 9 ・ 旧第 5 条繰下)

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び**第5条の臨時委員の過半数**が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員**及び第5条の臨時委員の過半数**をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令 6 条例 9 ・ 旧第 6 条繰下・一部改正)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、子ども子育て部子ども育成課において処理する。

(平 27 条例 1 ・ 令 4 条例 23 ・ 一部改正、令 6 条例 9 ・ 旧第 7 条繰下)

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

(令 6 条例 9 ・ 旧第 8 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(宗像市子ども基本条例の一部改正)

【資料1】

2 宗像市子ども基本条例（平成24年条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

(経過措置)

3 この条例の施行の際に従前の宗像市次世代育成支援対策審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により宗像市次世代育成支援対策審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の宗像市次世代育成支援対策審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成27年1月23日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月16日条例第23号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。